

外国為替証拠金取引 (FX) の税金

外国為替証拠金取引 (FX) の税金

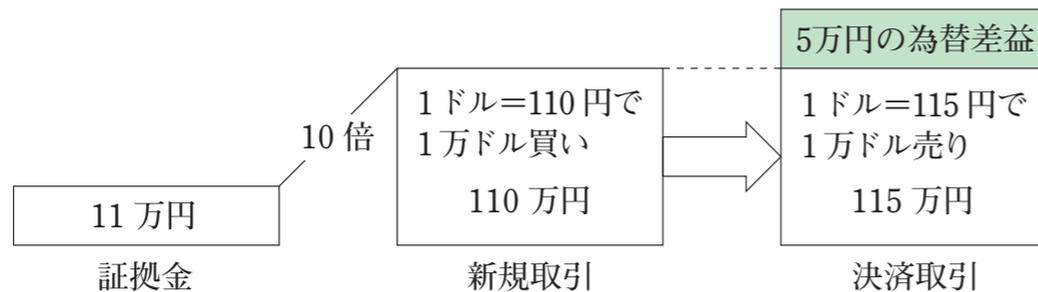
外国為替証拠金取引 (FX) とは

外国為替証拠金取引 (FX) とは、外国為替 (外国通貨) の売買を、一定の証拠金 (保証金) を担保に、その証拠金の25倍以内 (個人の場合) の金額で行うことができる取引です。

外国為替証拠金取引 (FX) では、まず新規取引を行って外貨を保有します (これを「ポジション」などと呼びます)。そして、新規取引と反対の決済取引を行うことで、ポジションを決済し、新規取

引と決済取引との差損益を得ることができます。

たとえば、1ドル=110円のときに、11万円の証拠金を担保に、1万ドルの「買いの新規取引」を行います。その後、1ドル=115円のときに1万ドルの「売りの決済取引」を行うと、5万円 (115円×1万ドル-110円×1万ドル) の売買差益を受け取ることができます (手数料などは考慮していません)。



他方、外国為替証拠金取引 (FX) では売買差益 (為替差益) だけではなく、取引した通貨ペアにおいて金利の高い方の通貨を買った場合や、金利の低い方の通貨を売った場合に、その見返りとなった通貨との金利差に相当する額を受け取るケースがあります。例えば、円の金利が1%、ドルの金利が3%だとすると、円を売ってドルを買った投資家は、金利差の2%相当分を受け取ります。後述す

るように、この部分をスワップポイントといいます。

外国為替証拠金取引 (FX) では、未決済のポジションについては自動的に受渡日が繰り延べされます。これをロールオーバーなどと呼び、これによりポジションの決済期限は原則として無期限となります。未決済ポジションについて、受渡日が繰り延べされた場合、スワップポイントの受払が発生します。

保有している未決済ポジションについて、ロールオーバーされることで繰り延べされた日数分、買っている通貨の金利相当額を受取り、売っている通貨の金利相当額を支払います。この金利相当額の受払差額がスワップポイントとなります。例えば、ドル円1万ドルのポジションについて、1日受渡日が繰り延べされ、その1日分のドル金利相当額が2円、円金利相当額が1円だとします。ドルを買っている場合、スワップポイント1円 (= 2円 - 1円) を受取り、売っている場合、スワップポイント1円を支払います。実際のスワップポイントは、単純な金利差

だけでなく、各通貨の需給により変動し、金利差相当以外の要因 (ベーススといいます) によって、上記1円が0円になることや、ドルを買っているのに、1円支払いになることもあります。

外国為替証拠金取引 (FX) には金融庁に登録された金融先物取引業者を通じて取引所で行われる取引所取引と、店頭で行われ取引所を介さない非取引所取引 (店頭取引) があります。なお大和証券では、取引所取引については、「ダイワ365FX」、店頭取引については、「ダイワFX」というサービス名称で取り扱っています。

外国為替証拠金取引 (FX) の税金

◆原則的取扱い

外国為替証拠金取引 (FX) の税金は、原則として「デリバティブ取引の税金の基本」(1248ページ参照) と同じです (例外は後述します)。基本的に、差金決済時に、スワップポイントの受払いによる損益と為替差損益 (譲渡差損益) を合算して損益を計算します。

差金決済による損益については、原則として1249ページの「課税の特例」の対象となり、取引所取引・店頭取引ともに税率20% (所得税15%*・住民税5%) の申告分離課税となります。

◆スワップポイントの引出し

FX取扱い業者のサービスによっては、ポジションの決済を行わなくても、受払い済みのスワップポイント部分について日々決済を行い、スワップポイントの引出しを行える業者もあります (大和証券においては、ダイワFX・ダイワ365FXともに、スワップポイントの引出しは行

っておりません)。

スワップポイントの引出しを行っている業者の場合、ポジションの決済前でも、スワップポイント部分について決済した時点において損益を計算します。

スワップポイントの扱いについては、取扱い業者にお尋ねください。

◆現引き (現受け)・現渡しを行った場合

FX取扱い業者によっては、ポジションの決済方法として差金決済だけでなく外貨を渡して円を受け取るなど、外貨の現引き (現受け) (注)・現渡しによって決済を行える業者もあります (大和証券においては、ダイワFX・ダイワ365FXともに、現引き・現渡しの取扱いは行っておりません)。

現引き (外貨の受取り) を行った場合、その外貨を円貨に両替した時点において、為替差損益について、雑所得として総合課税 (累進税率) の対象となるもの

(注) FX取引においては、外貨の受取りのことが現受けと呼ばれることもありますが、これ

は、現引きと同じ意味です。

と思われます。

現渡し(外貨の引渡し)を行った場合、その外貨を円貨から両替した時点の為替レートによる円換算額と現渡しにより得

た金額との差額(為替差損益)が、雑所得として総合課税(累進税率)の対象となるものと思われます。

証券CFD



証券CFDとは、金融商品や金融指標を参照原資産としたデリバティブ(金融派生)商品で、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

証拠金取引であるためレバレッジ(てこ)を効かせることで、証拠金より大きな金額の取引が可能な点が特徴です。

◆証券CFDの税金

差金決済による損益については、取引所取引・店頭取引(平成28年10月1日以後の取引については業者との取引に限る)とともに「課税の特例」の対象となり、原則として税率20%(所得税15%★・住民税5%)の申告分離課税となります。平成28年10月1日以後の業者以外との間での店頭取引については、「課税の特例」の対象とはならず、総合課税となります。

支払調書については、店頭・取引所のいずれも、決済の都度、証券CFD取引業者から税務署長に支払調書が提出されます。この調書には、証券CFD取引を行った者の氏名及び住所、個人番号(マイナンバー)、決済の方法、数量、決済損益の額などが記載されます。個人番号(マイナンバー)の経過措置等については、 **434ページ**を参照して下さい。